

横浜市家庭的保育事業等認可・確認等要綱

制 定 平成 27 年 3 月 26 日こ保整第 1465 号（局長決裁）
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日ここ施第 24 号（局長決裁）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 2 項の規定に基づく家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の認可（以下「認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な認可・確認等を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 家庭的保育者

家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型における、法第 6 条の 3 第 1 項第 9 号並びに認可基準条例第 23 条第 1 項及び第 35 条第 1 項に規定する家庭的保育者をいう。

(2) 補助員

家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型における、認可基準条例第 23 条第 3 項及び第 35 条第 2 項に規定する家庭的保育補助者をいう。

（定員）

第 3 条 家庭的保育事業等の定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 2 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数にするものとする。

2 家庭的保育事業等の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

（建物の構造）

第 4 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす小規模保育事業及び事業所内保育事業を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

（建物・設備基準）

第 5 条 家庭的保育事業等の構造及び設備は、認可基準条例、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）のほか、次の基準による設備を有しなければならない。

(1) 基準設備・面積等

ア 家庭的保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳幼児の保育を行う専用の部屋	0歳児及び1歳児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス等で区画すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積である。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。
調理設備又は調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、安全面に充分配慮し区画すること。

イ 小規模保育事業及び小規模型事業所内保育事業

設備区分	基準設備・面積等
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児を同じ部屋で保育する場合は、ベビーフェンス等で区画すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積である。屋外遊戯場を設けられない場合は、児童の歩行速度で概ね5分程度の範囲内で到着できる公園、広場、寺社境内等で差支えないこと。
調理設備又は調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁等で区画すること。
便所	児童10人に対して1個設けること。

乳幼児の保育を行う専用の部屋、乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

- (ア) 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- (イ) 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。）
- (ウ) 手洗い器
- (エ) ピアノ

ウ 保育所型事業所内保育事業

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第60号。)第42条に準ずる。

(2) 遊具等

保育室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

(職員の要件等)

第6条 職員の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 2 小規模保育事業及び事業所内保育事業における施設長は、法第34条の15第3項第3号に規定する福祉の実務を担当する幹部職員、かつ子ども・子育て支援法施行規則第39条第8号に規定する事業所の管理者をいう。
- 3 認可基準条例第30条第4項、第33条及び第37条に規定する保育の責任者については、前項の施設長を兼ねることができる。兼ねない場合は、保育の責任者が主任保育士の役割を担うこととする。
- 4 施設長は、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等、横浜市認定保育所、他都市の認証保育施設及び企業主導型保育事業において2年以上勤務した経験

を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

新たに設置認可を受けた小規模保育事業及び事業所内保育事業については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後3年間は施設長を変更しないこととする。

5 家庭的保育事業における家庭的保育者の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 年齢満25歳以上満66歳未満のものであること。ただし、満66歳に達したときは、達した日以後における最初の3月31日までとする。

(2) 認可基準条例第23条第2項で規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」は、次に掲げる者とする。

ア 看護師の免許を有する者

イ 幼稚園教諭の免許を有する者

ウ 1年以上の家庭的保育経験者（補助員含む）

(3) 市長が定める基礎研修を修了した者とする。ただし、前号に掲げる者は、市長が定める認定研修も修了しなければならない。

6 小規模保育事業C型における家庭的保育者の要件は、認可基準条例に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 認可基準条例第23条第2項で規定する「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者」は、次に掲げる者とする。

ア 看護師の免許を有する者

イ 幼稚園教諭の免許を有する者

ウ 1年以上の家庭的保育経験者（補助員含む）

(2) 市長が定める基礎研修を修了した者とする。ただし、前号に掲げる者は、市長が定める認定研修も修了しなければならない。

7 補助員及び保育従事者の要件は、市長が定める基礎研修を修了した者とする。

（職員配置基準等）

第7条 職員配置等については、認可基準条例及びその他関係法令の定めによるものとする。ただし家庭的保育事業における家庭的保育者は、補助員を雇用し、児童の人数に関わらず原則複数で保育を行わなければならない。

2 保育の責任者（第6条第3項に掲げる保育の責任者を兼ねる施設長も含む。）も含めた保育従事者の数は、年齢別児童数を年齢別保育従事者配置基準数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

3 保育の責任者（第6条第3項に掲げる保育の責任者を兼ねる施設長も含む。）は保育士数に含めることもできる。

（保育時間・休園日）

第8条 家庭的保育事業等は原則として1日8時間以上の開所とする。ただし、改修等の補助を受けて開所する事業等は原則として1日11時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施事業所はこの限りではない。

（保育内容）

第9条 家庭的保育事業等における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その

福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 家庭的保育事業等の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (2) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成 15 年 7 月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成 15 年 9 月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (3) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (4) 家庭的保育事業等は、認可基準条例第 5 条第 6 項の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審・公表し、常にその改善を図るように努めること。

（名称）

第 10 条 家庭的保育事業等の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

（保険への加入）

第 11 条 家庭的保育事業者等は保育を実施するにあたり、施設賠償責任保険、児童障害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しなければならない。

第 2 章 社会福祉法人等以外の者による認可

（審査基準）

第 12 条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者から家庭的保育事業等の認可に関する法第 34 条の 15 第 3 項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

- (1) 法第 34 条の 15 第 3 項第 1 号に定める「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。
 - ア 家庭的保育事業等の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、さらに第 14 条に規定されている要件を満たしていること。
 - イ 家庭的保育事業等の年間事業費の 6 分の 1 に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - ウ 直近会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上していないこと。
- (2) 経営者（その者が法人である場合にあつては、当該法人の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- (3) 法第 34 条の 15 第 3 項第 3 号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、第 6 条第 1 項に該当するものである。さらに小規模保育事業、事業所内保育事業については、社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（認可の条件）

第 13 条 社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合については、以下の条件を付すことができる。

- (1) 法第 34 条の 16 第 1 項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

- (2) 収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- (4) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類を作成し、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 前号に定める家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度の貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）
 - エ 前号に定める家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

第3章 不動産の貸与を受けて設置する家庭的保育事業等の特例

（不動産の貸与を受けて運営する家庭的保育事業等の認可の基本方針）

第14条 不動産の貸与を受けて家庭的保育事業等を運営する場合は、事業等を経営する者が安定的、継続的に行われるために、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (2) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (3) 賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- (4) 安定的な保育ができるよう当該賃貸借期間が賃貸契約書において10年以上、またはそれと同等と認められる場合。

第4章 認可及び認可内容変更手続

（事前協議）

第15条 事業認可の申請をしようとする者は、事業計画書を添付した「家庭的保育事業等認可事前協議書（第1号様式）」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときには、法第34条の15第3項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第4項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）（第2号様式）」又は「家庭的保育事業等設置認可事前協議に係る選定結果について（不採択通知）（第3号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（認可申請）

第16条 前条の協議の結果を踏まえ家庭的保育事業等を運営しようとする者は、規則第36条の36に基づき、「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認申請書（第4号様式）」に必要な書類を添付して、市長へ事業認可の申請をするものとする。

（認可）

第17条 市長は、前条の規定に基づき申請された家庭的保育事業等の認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該家庭的保育事業等の運営を認可する場合は「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認通知書（第5号様式）」により、申請者に通知するものとする。

3 当該家庭的保育事業等の運営を認可しない場合は「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の

設置不認可・確認することができない旨の通知書（第6号様式）」により、申請者に通知するものとする。

（内容変更の手続）

第18条 認可内容のうち認可を受けた者に大きく関わる事項（定員、事業規模等）の変更をしようとする場合は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、規則第36条の36に基づき「家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業認可・確認内容変更届（第7号様式）」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届（第1号様式）」をもって、これに変えることができる。

（廃止又は休止に関する協議）

第19条 家庭的保育事業等の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長の承認を受けなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた家庭的保育事業等を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

（廃止又は休止の手続）

第20条 家庭的保育事業等を廃止又は休止しようとする者は規則第36条の37に基づき、前条に定める協議後、「家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書（第8号様式）」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「家庭的保育事業等廃止（休止）承認通知書（第9号様式）」により、承認しない場合は「家庭的保育事業等廃止（休止）不承認通知書（第10号様式）」により、申請者に通知するものとする。

第5章 確認等の手続

（確認等の手続）

第21条 子ども・子育て支援法第43条第1項、第44条、第47条の規定に基づく確認及び確認内容の変更に関する手続きは、第16条から第18条の規定を準用し、同法第48条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

第6章 事業改善措置等

（事業者に対する措置）

第22条 市長は、家庭的保育事業等の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 法第34条の17第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「家庭的保育事業等の改善の勧告（命令）について（通知）（第11号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- (2) 法第34条の17第4項の規定に基づく事業の制限又は停止の命令を「家庭的保育事業等の事業の停止命令について（通知）（第12号様式）」により、申請者に通知するものとする。
- (3) 法第58条第2項の規定に基づく認可の取消しを「家庭的保育事業等の認可の取消しについて（通知）（第13号様式）」により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、家庭的保育事業等の事業者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第51条第1項に基づく勧告又は同条第3項に基づく命令
- (2) 子ども・子育て支援法第52条第1項に基づく確認の取消し又は確認の効力の停止

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。